

訪問看護ステーションさくらそう運営規程

(事業の目的)

第1条 本事業は、健康保険法、介護保険制度等に基づく指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所であり、その対象者となる在宅療養者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、医療、保健、福祉との連携を図り、高齢社会における要介護者の医療及び福祉の向上に資することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションは、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションさくらそう
- (2) 所在地：長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1

(運営管理)

第4条 この事業の運営管理に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (1) この事業は株式会社「さくらそう」が運営する。
- (2) 株式会社「さくらそう」は運営委員会を設置し、訪問看護ステーションさくらそうの運営にあたる。
- (3) 管理者は運営委員会の承認を受けて実際の運営にあたる。

(職員の職種、員数、職務内容)

第5条 訪問看護ステーションさくらそうに次の職員を配置する。

- (1) 管理者(看護師) 常勤 1名
- (2) 訪問看護員(看護師) 常勤換算方法 2.5名以上(管理者含む)
(理学療法士)非常勤2名
- (3) 事務 非常勤1名

職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 ①かかりつけ医との連絡調整
②訪問看護員の管理、研修

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥創の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 家族その他の介護者に対する指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他の必要な事項

(緊急時の対応)

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状及び心身の状態が急変、その他、緊急事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な処置を講じる。主治医への連絡が困難な場合には、予め指定された医療機関への連絡あるいは救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2. 看護師等は前項の処置を講じた場合は、速やかに管理者及び主治医並びに家族に報告しなければならない。

(実施地域)

第10条 川棚町、波佐見町、東彼杵町を通常の実施地域とするが、他地域の利用者及び訪問看護事業所等の要請があれば、この限りではない。

(利用料)

第11条 利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、利用者から徴収するものとする。

2. 利用料の額は次のとおりとする。

(1) 基本利用料

介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額を利用者から徴収するものとする。

ア. 介護保険で居宅サービスに基づく訪問看護を利用する場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収する。

イ. 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく負担割合を乗じた額を徴収する。

(2) その他の利用料

ア. 医療材料費及び清拭剤等は実費相当額を原則として利用者が負担する。

イ. 訪問看護と連続して行われる死後の処置料 : 11,000 円

ウ. 利用者は、サービスの中止または変更する場合は、訪問予定日の前日の午後5時までに申し出ることとする。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント防止)

第19条 事業所は、適切な指定訪問看護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(研修)

第20条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修を行う。

- (1)採用時研修： 採用後1ヶ月以内。
- (2)継続研修： 年1回以上。

(記録の整備)(新規)

第21条 事業所は、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

(その他運営に関する事項)

第22条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社さくらそうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規定は、令和6年2月1日より施行する。